

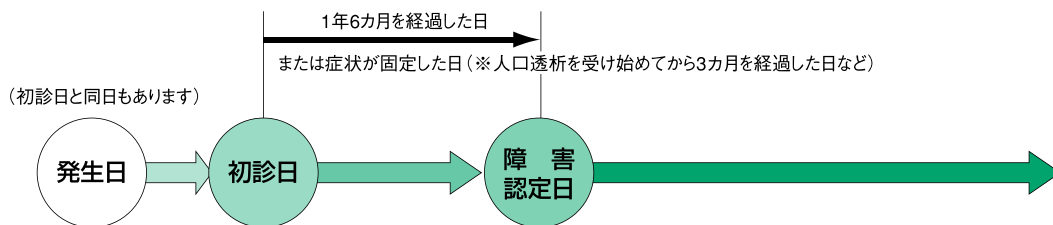
# 国民年金：障害基礎年金 をご存じですか。

国民年金は、日本にお住まいの20歳から60歳未満の人が加入する公的年金制度です。今回ご紹介する障害基礎年金は、国民年金の加入中に思いがけない病気やけがなどで一定の障がいの状態になった場合に支給される年金です。

## ● 受給の要件

次の①と②を満たしていることが必要です。

- ①障がいの原因となった病気やけがの初診日から1年6カ月を経過した日、もしくはその期間内に症状が固定した日に、障がいの状態が法律の定める「1級」もしくは「2級」に該当される場合



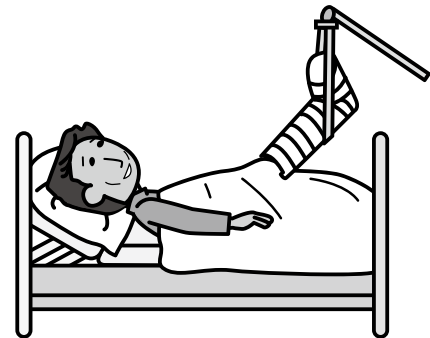
- ②（保険料の納付要件）初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの加入期間のうち、保険料を納めた期間が3分の2以上あること。または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

※障がいの認定には、診断書が必要です。

## ● 年金額

障がいの程度により

1 級	年額 990,100円
2 級	年額 792,100円



### 20歳前の障がい

満20歳に達した時が認定日となります。（療育手帳を持っている人も同様）

ただし、20歳前の初診日から1年6カ月経過した日もしくは症状が固定した日の時点で20歳に達した日を過ぎている場合は、1年6カ月経過した日もしくは症状が固定した日が障害認定日となります。また、保険料の要件はありません。

### 事後重症の年金

障害認定日において、1級、2級の障害等級に該当しない場合であっても、その後、障害認定日から65歳に達する日の前日までに症状が重くなり、1級、2級の障害等級に該当した場合は、請求により請求された月の翌月分から障害基礎年金の支給が受けられます。ただし、65歳に達する日の前日までに手続きが必要です。

問合せ 美濃加茂社会保険事務所 ☎ 25 8181 または市国保年金課